

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年条例第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第1章－第3章（略）</p> <p>第3章の2 <u>削除</u></p> <p>第3章の3－附則（略）</p> <p>第2章 廃棄物の減量推進</p> <p>（本市が行う減量推進）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 本市は、一般廃棄物の収集を行うに際して、再生利用を目的とした分別収集を行うことにより、廃棄物を減量しなければならない。</p> <p>（<u>搬入に関する手続の不実施</u>）</p> <p>第13条 市長は、特定建築物の所有者又は管理者が前条第1項の規</p>	<p>目次</p> <p>第1章－第3章（略）</p> <p>第3章の2 <u>一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等の手続等</u> <u>（第23条の2の14－第23条の6の2）</u></p> <p>第3章の3－附則（略）</p> <p>第2章 廃棄物の減量推進</p> <p>（本市が行う減量推進）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 本市は、一般廃棄物の収集を行うに際して、再生利用を目的とした分別収集を行う<u>とともに、廃棄物の処理施設での資源の回収等を行うことにより</u>、廃棄物を減量しなければならない。</p> <p>（受入拒否）</p> <p>第13条 市長は、特定建築物の所有者又は管理者が前条第1項の規</p>

定による公表をされた後において、なお、第 11 条の規定による勧告に係る措置を講じなかったときは、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の処理施設への搬入のために通常の場合には行うべき手続を行わないこととすることができる。

第 3 章 廃棄物の適正処理

(排出禁止物)

第 18 条 (略)

(1) - (5) (略)

(6) 全各号に掲げるもののほか、本市が行う一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは本市が搬入を行う処理施設における処分を著しく困難にし、又は当該処理施設の機能に支障が生ずる物

2 (略)

(多量排出事業者に対する市長の指示等)

第 19 条 (略)

2 (略)

3 市長は、前項の規定による命令をした場合には、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合に対し、当該命令の内容を通知するととも

定による公表をされた後において、なお、第 11 条の規定による勧告に係る措置を講じなかったときは、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

第 3 章 廃棄物の適正処理

(排出禁止物)

第 18 条 (略)

(1) - (5) (略)

(6) 全各号に掲げるもののほか、本市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は本市の処理施設の機能に支障が生ずる物

2 (略)

(多量排出事業者に対する市長の指示等)

第 19 条 (略)

2 (略)

3 市長は、前項の多量排出事業者が同項の規定による命令に従わない場合には、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができ

に、同項の多量排出事業者が同項の書類を提出しないときは当該事業系一般廃棄物を受け入れないよう求めることができる。

(一般廃棄物の搬入基準)

第 20 条 土地又は建物の占有者（土地又は建物の占有者から一般廃棄物の運搬を受託した者を含む。）は、その土地又は建物から排出される一般廃棄物を市長の指定する処理施設へ搬入する場合には、市規則で定める搬入基準に従わなければならない。

第 3 章の 2 削除

る。

(一般廃棄物の受入基準等)

第 20 条 土地又は建物の占有者（土地又は建物の占有者から一般廃棄物の運搬を受託した者を含む。次項において同じ。）は、その土地又は建物から排出される一般廃棄物を市長の指定する処理施設へ搬入する場合には、市規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、土地又は建物の占有者が前項に定める受入基準に従わない場合には、当該土地又は建物から排出される一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

第 3 章の 2 一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等の手続等

(縦覧等の対象施設)

第 23 条の 2 の 14 法第 9 条の 3 第 2 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定による同条第 1 項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調

第 23 条の 3 - 第 23 条の 6 削除

査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)は、政令第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設及び同条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(縦覧の手続)

第 23 条の 3 市長は、対象施設の設置等(対象施設の設置又は法第 9 条の 3 第 8 項の規定による届出を要する対象施設の変更をいう。以下同じ。)に係る生活環境影響調査を行ったときは、調査書を公衆の縦覧に供する旨その他市規則で定める事項を告示するものとする。

2 前項の告示に係る調査書の縦覧は、大阪市環境局その他市長が指定する場所において、当該告示の日の翌日から記載して 1 月間行うものとする。

(意見書の提出)

第 23 条の 4 前条第 1 項の規定による告示があったときは、対象施設の設置等に関し利害関係を有する者は、市規則で定めるところにより、同条第 2 項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地から意見書を提

出することができる。

(環境影響評価との関係)

第 23 条の 5 対象施設の設置等が大阪市環境影響評価条例（平成 10 年大阪市条例第 29 号）第 2 条第 2 項に規定する対象事業に該当する場合において、当該対象施設の設置等について、同条例第 21 条第 2 項の規定により環境影響評価（生活環境影響調査に相当する調査の結果を記載したものに限る。）が市長に提出されたときは、当該環境影響評価書を前 2 条に定める手続を経た調査書とみなす。

(他の市町村の長との協議等)

第 23 条の 6 市長は、対象施設の設置等により生活環境に影響を及ぼすと認められる地域に本市の区域に属しない地域が含まれるときは、当該地域の属する市町村の長に、調査書の写しを送付するとともに、当該調査書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の手続について協議するものとする。

(技術管理者の資格)

第 23 条の 6 の 2 法第 21 条第 3 項の条例で定める資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）

第 5 章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第 30 条 本市は、本市又は大阪市・八尾市・松原市環境施設組合が
一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う際には、次の表に定める手
数料を徴収する。

表 (略)

2・3 (略)

第 17 条第 1 項に定める資格とする。

第 5 章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第 30 条 本市が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う際には、次
の表に定める手数料を徴収する。

表 (略)

2・3 (略)